

福岡県公報

平成21年11月 4 日
第 3 0 3 5 号

目 次

告 示 (第1656号 - 第1679号)

土地改良区の換地処分	(農村整備課)	1
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	1
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	2
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	2
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	2
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	3
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	3
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	4
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	4
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	4
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	5
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	5
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	5
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	6
道路の区域の変更	(道路維持課)	6
道路の区域の変更	(道路維持課)	6
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	7
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	7
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	8
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	8
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8

浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(河川課)	8
浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(河川課)	9
浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(河川課)	9

公 告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	9
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	9
福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更	(市町村支援課)	10

正 誤

特定非営利活動法人設立の認証申請 (平成21年10月福岡県告示第1520号) 中正誤	10
--	-------	----

告 示

福岡県告示第1656号
土地改良区から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公告する。

平成21年11月 4 日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	換地処分をした地域	換地処分年月日
福岡市金武吉武土地改良区	福岡市西区大字金武及び大字吉武 (金武地区)	平成21年10月21日

福岡県告示第1657号
農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年11月 4 日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女郡広川町大字水原字北屋敷3378、3379、字仙頭3485、3487の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び広川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1658号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年11月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

久留米市田主丸町益生田字花殿2256の20、2256の41、字外野2273の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1659号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年11月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

遠賀郡岡垣町大字上畑字山神721、726

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1660号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森

林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年11月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市杷木星丸字尾久保20（次の図に示す部分に限る。）、字榎谷80、81（次の図に示す部分に限る。）、杷木松末字鳥越961の2、字崩谷1352の1（次の図に示す部分に限る。）、字崎山1561、1564、1565、1567、字中村2144（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1661号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年11月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉郡東峰村大字宝珠山字フケ原6404の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1662号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年11月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女郡黒木町大字北大淵字田ノ口2836、字桃ノ藪5535、5537の1、5537の2、5626の3から5626の5まで、5627の3、字松ノ下5628、5630

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び黒木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1663号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成21年11月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市八幡西区市瀬字鮎返232(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1664号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成21年11月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市杷木志波字烏山2190の7、2191の2、2191の6

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1665号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成21年11月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字野田字社森1628の1(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1666号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年11月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字中元寺字中村2638、2718

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1667号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年11月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字落合字屋形原山神森3234の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1668号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年11月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

飯塚市馬敷字ヲサコ谷1115の2、1116、1115の1・1117（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1669号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年11月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝倉市杷木大山字散田1152の4、1154の1から1154の3まで、1155、1157の1、1157の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1670号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年11月4日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員(メートル)	延長(メートル)	備 考
福岡県道	志須免恵線		前	糟屋郡須恵町大字旅石253番227先から同郡同町大字須恵812番1先まで	10.4 ~ 40.2	3,047.6	うち県道筑紫野古賀線重用延長1,242.3メートル
			後	同上	10.4 ~ 40.2	3,047.6	うち県道筑紫野古賀線重用延長1,242.3メートル
			後	同上	8.5 ~ 43.7	1,636.3	

福岡県告示第1671号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年11月4日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	八 香 女 線 春	前	うきは市浮羽町妹川3882 番14先から 同市浮羽町妹川3001番2 先まで	5.5 ～ 47.0	5,354.0
			後	同上	5.5 ～ 47.0	5,354.0
			後	うきは市浮羽町妹川3703 番1先から 同市浮羽町妹川3001番2 先まで	8.3 ～ 64.0	1,155.0

福岡県告示第1672号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年11月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年10月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人 ワンステップ

(2) 代表者の氏名

久保田 清則

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉南区大字横代341番16号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者・精神障害者・身体障害者に対して、就労支援・相談に関する事業を行い、地域と社会の保健・福祉の増進を図り、知的・精神・身体障害者が地域に根付く生活の実現に寄与し、広く公益に貢献することを目的とする。

福岡県告示第1673号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年11月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年10月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

(変更前)

特定非営利活動法人藤和ネットワーク

(変更後)

特定非営利活動法人障害者救済&人権啓発・公正取引推進協議会

(2) 代表者の氏名

押川 吉男

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区住吉四丁目5番3号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、失業者・高齢者・身体障害者等のいわゆる社会的弱者や永年にわたり、いわれなき差別を受けてきた地域及びその地域住民に対して下記の事業を行い、日々高度発達する情報技術社会に容易に対応でき、人間が人間らしく如何なる差別も受けず社会生活を何不自由なく闊達に送り、地域の防犯・安全を確保し崇高な福祉社会の確立に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1674号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年11月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年10月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

N P O法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会

(2) 代表者の氏名

久保 満男

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県飯塚市伊岐須869番地 1 伊岐須児童センター内

(4) 定款に記載された目的

この法人は、青少年の健全育成を目的として活動する会員相互の連携のもと、地域住民への青少年健全育成の啓発活動を行うとともに、青少年の社会的自立を促し、国、県及び市の青少年健全育成の施策に呼応して、健康で情操豊かな青少年を育成するための事業を行い、もって青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1675号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年11月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年10月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 東アジア交流学院

(2) 代表者の氏名

内倉 武久

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市天神町116番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、中国、韓国など東アジア各国との交流、学術研究に関する事業を行い、友好と当該国民との理解の促進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1676号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年11月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市田熊1丁目562-3、562-6、562-9及び562-12

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市早良区荒江3丁目10番6-402号

八木 律子

福岡県告示第1677号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づく筑後川水系巨瀬川に係る浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川課及び福岡県久留米県土整備事務所において閲覧に供する。

平成21年11月4日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県告示第1678号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づく竹馬川水系竹馬川に係る浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川課及び福岡県北九州県土整備事務所において閲覧に供する。

平成21年11月4日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県告示第1679号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づく筑後川水系宝満川に係る浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川課並びに福岡県久留米県土整備事務所、福岡県朝倉県土整備事務所及び福岡県那珂県土整備事務所において閲覧に供する。

平成21年11月4日

福岡県知事 麻生 渡

公 告

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成21年11月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社R．S．K

(2) 所在地

兵庫県姫路市飾東町山崎1351番地

(3) 代表者

代表取締役 山田 晃行

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成21年10月15日

4 処分の理由

事業者が、平成21年9月16日付けで、山口県知事から産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消され、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号二の規定に該当したことにより、法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため。

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成21年11月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

有限会社徳風商事

(2) 所在地

広島県廿日市市永原字戸屋野山5番地の96

(3) 代表者

代表取締役 高橋 貴幸

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成21年10月20日

4 処分の理由

事業者の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号八の規定に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニの規定に該当して法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため。

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき、福岡県介護保険広域連合から申請のあった福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について、平成21年10月16日付けで許可したので、同条第5項の規定により公表する。

平成21年11月4日

福岡県知事 麻生 渡

正	誤
---	---

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
21・10・9	3025	告 示	1520	3			後から 5		笹丘	笹岡